

委託規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

新	旧																														
<p>(使用料の分配)</p> <p>第10条 甲は、乙の指定により、乙又は乙の指定した者あるいはその双方に対して、徴収した使用料から第6条の管理手数料を控除した額を、分配する。</p> <p>なお、甲は、著作権利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとする。</p> <p>2 分配期及び分配対象の使用料(各分配期において分配の対象となる使用料)は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象使用料(徴収期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月31日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月30日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>7月1日から9月30日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>10月1日から12月31日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>分配期</td> <td>録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、各分配期における使用料の分配額が、3000円に満たない場合は、甲は、次期以降の分配金と合算して乙へ分配することができる。</p> <p>4 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。</p> <p>5 著作物の使用状況等から前4項により難しい場合</p>	分配期	分配対象使用料(徴収期間)	6月	1月1日から3月31日までに徴収した使用料	9月	4月1日から6月30日までに徴収した使用料	12月	7月1日から9月30日までに徴収した使用料	3月	10月1日から12月31日までに徴収した使用料	分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)	6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	12月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	3月	10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	<p>(使用料の分配)</p> <p>第10条 甲は、乙の指定により、乙又は乙の指定した者あるいはその双方に対して、徴収した使用料から第6条の管理手数料を控除した額を、分配する。</p> <p>なお、甲は、著作権利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとする。</p> <p>2 分配期及び分配対象の使用料(各分配期において分配の対象となる使用料)は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象使用料(徴収期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>1月1日から3月31日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>4月1日から6月30日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>7月1日から9月30日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>10月1日から12月31日までに徴収した使用料</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。</p> <p>4 著作物の使用状況等から前3項により難しい場合</p>	分配期	分配対象使用料(徴収期間)	5月	1月1日から3月31日までに徴収した使用料	8月	4月1日から6月30日までに徴収した使用料	11月	7月1日から9月30日までに徴収した使用料	2月	10月1日から12月31日までに徴収した使用料
分配期	分配対象使用料(徴収期間)																														
6月	1月1日から3月31日までに徴収した使用料																														
9月	4月1日から6月30日までに徴収した使用料																														
12月	7月1日から9月30日までに徴収した使用料																														
3月	10月1日から12月31日までに徴収した使用料																														
分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)																														
6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																														
9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																														
12月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																														
3月	10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																														
分配期	分配対象使用料(徴収期間)																														
5月	1月1日から3月31日までに徴収した使用料																														
8月	4月1日から6月30日までに徴収した使用料																														
11月	7月1日から9月30日までに徴収した使用料																														
2月	10月1日から12月31日までに徴収した使用料																														

委託規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

は、その使用状況等を参酌し、別に分配計算方法、分配期、分配対象著作物等を定めることができる。

(関係権利者の確定基準日)

第11条 関係権利者(作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者(これらの者の著作権の承継者を含む。))又は音楽出版者。なお、補作者は、楽曲又は歌詞の共同著作者とみなす。)の確定基準日は、下表のとおりとし、甲は、各分配期の確定基準日における権利者に分配する。

分配期	関係権利者の確定基準日
<u>6月</u>	12月31日
<u>9月</u>	3月31日
<u>12月</u>	6月30日
<u>3月</u>	9月30日

(約款及び管理委託契約の変更)

第16条 甲は、本約款を変更したときは、速やかにインターネットによって変更した約款を公示するとともに、これを乙に通知する。

2 乙は、前項の変更に異議があるときは、通知が到達した日から1か月以内に、書面による申し出によって、管理委託契約を解除することができる。

3 通知が到達した1か月以内に又は公示がなされた日から3か月以内に、乙が解除の意思表示がなかったときは、乙は、約款及び管理委託契約の変更に承諾したものとみなす。

附則 本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。

附則 本約款は、平成17年10月1日より施行する。

附則 本約款は、平成18年10月1日より施行する。

附則 本約款は、平成19年4月1日より施行する。

は、その使用状況等を参酌し、別に分配計算方法、分配期、分配対象著作物等を定めることができる。

(関係権利者の確定基準日)

第11条 関係権利者(作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者(これらの者の著作権の承継者を含む。))又は音楽出版者。なお、補作者は、楽曲又は歌詞の共同著作者とみなす。)の確定基準日は、下表のとおりとし、甲は、各分配期の確定基準日における権利者に分配する。

分配期	関係権利者の確定基準日
<u>5月</u>	12月31日
<u>8月</u>	3月31日
<u>11月</u>	6月30日
<u>2月</u>	9月30日

(約款及び管理委託契約の変更)

第16条 甲は、本約款を変更したときは、速やかにインターネットによって変更した約款を公示するとともに、これを乙に通知する。

2 乙は、前項の変更に異議があるときは、通知が到達した日から3か月以内に、書面による申し出によって、管理委託契約を解除することができる。

3 通知が到達した3か月以内に又は公示がなされた日から6か月以内に、乙が解除の意思表示がなかったときは、乙は、約款及び管理委託契約の変更に承諾したものとみなす。

附則 本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。

附則 本約款は、平成17年10月1日より施行する。

附則 本約款は、平成18年10月1日より施行する。